

[世界規約]

第1章 総則

第1条 この組織は、「空手之道世界連盟」「KARATENOMICHI WORLD FEDERATION」という

第2条 この組織は、総本部を日本国東京都港区白金台 5-4-7 バルビゾン 25 B1F におく

第3条 この組織は、事務局を日本国東京都港区白金台 5-4-7 バルビゾン 25 B1F におく

第2章 目的及び事業

第4条 この組織は日本の伝統武術空手道の原点に立ち返り、武道空手たる真の空手道の普及発展に寄与することを目的とし、併せて、武道修行を通じた健全な青少年の育成と、同志間の国境を越えた広く深い友好の輪を築くことを目指すものである

第5条 この組織は前条の目的を達成するために、次の事業を行う

1. 空手道の技術の研究、指導及び普及
2. 技術講習会の開催及び指導員の育成
3. 当連盟に関する団体の育成及び支援
4. 当連盟に関する大会の開催及び運営
5. 国際競技会に対する代表参加者の選考及び派遣
6. 当連盟に関する競技規定及び大会規定の制定
7. 当連盟に関する用具の認定
8. 当連盟に関する機関紙並びに刊行物の発行、管理
9. その他、目的を達成するために要する事業の運行

第3章 会員

第6条 会員資格

本連盟の会員は下記のいずれかの方法で登録し、総本部事務局より発行される本連盟の

パスポートを所持しなければならない

1. 組織登録 100名以上の事業体
2. 支部登録 10名以上の団体
3. 個人登録

第7条 パスポート（会員証）

パスポートとは本連盟に所属する全会員が所持する会員としての証であり、すべての級・段位・資格が公式記録として明記される。また国際的イベントに参加の際は必ず提示しなければならない。

1. すべての会員は本組織発行のパスポートを所持しなければならない

2. パスポートの所持により、はじめて正会員としての身分を保証される
3. パスポートには毎年、会費の納付により納付済シール（領収書）が貼付され、その年の会員として登録される
 - ① 次年度分のシールは、毎年9月末までに総本部より各組織・支部に送付される
 - ② 各組織・支部は会員より次年度分の会費を徴収し、各人のパスポートに納付済シールを貼付する
 - ③ 各組織・支部は毎年12月10日までに会員人数分の会費（シール代金）を総本部に納付する
 - ④ 個人会員は、毎年11月末日までに直接総本部に会費を納付する。総本部は納付確認後一週間以内にシールを発行する
4. 国際講習会に参加の際はパスポートに承認印が押され、その数により特典が与えられる

第8条 所定の会費を納付し前7条により承認をうけた者は会員として総本部事務局に登録される

第9条 会員はこの組織が主催する各行事に参加することができ、また機関紙等の頒布を受けられることができる。

第10条 会員は、この定款並びに定款施行の諸規則を守らなければならない

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、最高師範会の議決を経て会長がこれを除名することができる

1. 会費を滞納したとき
2. 会員としての義務に違反したとき
3. 組織の名誉を傷つけ、又は組織の目的に反する行為のあったとき

第12条 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。但し、第6条の事務局の承認を受けられなかった者の会費は返納する

第13条 会員の登録は1年毎に更新するものとし、その手続は本規約第7条を遵守して行われる

第4章 資産及び会計

第14条 この組織の資産は次の通りとする

1. 年会費
2. 事業に伴う収入
3. 資産から生じる果実
4. 寄付金品
5. その他の収入

第15条 この組織の会計年度は毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる

第5章 組織体系

この組織の事業は次の基本事業単位を通して行われる

1. 総本部
2. 事務局
3. 組織登録団体（事業体）
4. 支部登録団体
5. 個人登録会員

総本部及び各団体はこの組織の定める諸規約及び組織機構の範囲内で、独立して事業を行うことができ、各団体は規約の範囲内で自由に運営を行うことができる

第6章 総本部

総本部は空手之道世界連盟の技術に関する事業を統括する

- ・ 指導員の養成及びその技術向上を図る
- ・ 連盟傘下の各団体の技術向上を図る
- ・ 各種審査の制度の研究・指導・更新
- ・ 審判員の養成及びその技術向上を図る
- ・ 大会・講習会の企画及び実施
- ・ 指導員の派遣

技術に関する事業は首席師範の監督・指導のもとに行われるが、特別な事情がある場合においては副首席師範がその代行を勤める

第7章 事務局

第16条 事務局は空手之道世界連盟の事務管理業務を代行する

- ・ 各種広報活動
- ・ 文書管理、渉外その他の事務処理
- ・ 会員登録、資格登録等に関する業務
- ・ 各種免状の発行業務
- ・ 組織の運営に関する財務会計管理

第17条 事務局は当連盟の運営に関する業務の企画・立案を行う

第8章 組織登録団体

第18条 登録には、100名以上の会員を有し、且つ最高師範会の承認を受けることを要する

第19条 登録を認可された組織は、KWFの名による事業運営（大会・講習会等）ができる

第20条 登録を認可された組織は、組織内において五段までの昇段審査を行うことができる

第21条 組織登録料として毎年12月10日までに所定の登録料を納付する

第22条 一国に複数の組織登録団体が設立することも可とする

第23条 組織登録団体が次の項目に該当するときは、最高師範会の議決を経て会長がこれを

除名することができる

1. 組織登録料を滞納したとき
2. 組織がその組織の会員登録を一人でも怠ったとき
3. 組織登録団体としての義務に違反したとき
4. 連盟の名誉を傷つけ、又は連盟の目的に反する行為のあったとき

第9章 支部登録団体

第24条 登録には、10名以上の会員を有し、且つ国際師範会の承認を受けることを要する
但し、会員数については特別な事情がある場合においてはこの限りではない

第25条 支部はKWFの名称を使った国際レベルのイベントはもちろんのこと、国内レベルのイベント（講習会及び大会）なども主催並びに開催をすることはできない

- ① 但し、同一国内において、支部が同じ目的をもって互いに集合し、100名以上の会員を有した場合にはこの限りではない
- ② この場合は、総本部への届出をすると同時に、組織登録料をおさめなければならない
- ③ この場合、イベント終了後の解散または組織体の継続はいずれも自由選択とする

第26条 支部は2段までの審査を行うことができる

第27条 支部登録料として毎年12月10日までにに所定の登録料を納付する

第28条 支部が次の各号の一に該当するときは、国際師範会又は国際理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる

1. 支部登録料を滞納したとき
2. 支部がその支部の会員登録を一人でも怠ったとき
3. 支部登録団体としての義務に違反したとき
4. 連盟の名誉を傷つけ、又は連盟の目的に反する行為のあったとき

第10章 個人登録会員

第29条 組織・支部のいずれにも属さない場合、個人登録会員として直接総本部事務局に会員登録を申請することができる

第30条 個人会員は自己の主権によるいかなるイベント（大会・セミナーを含む）及び級・段・資格審査も行うことはできない

第31条 個人会員登録料として毎年11月末日までにに所定の登録料を納付する

第32条 個人登録会員が次の各号の一に該当するときは、国際師範会又は国際理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる

1. 会員登録を怠ったとき
2. 本連盟の会員としての義務に違反したとき
3. 連盟の名誉を傷つけ、又は連盟の目的に反する行為のあったとき

第 11 章 師範会

第 33 条 最高師範会

1. 首席師範及び現七段、八段保有者は所定の取得料を納付し認可されれば、「最高師範」の資格を得ることができる
2. 最高師範会は国際師範会が決定した事項に関して審議し、これを承認する議決機関として機能する
3. 首席師範は最高師範会の議長を兼任する

第 34 条 国際師範会

1. 現六段保有者は所定の取得料を納付し認可されれば「国際師範」の資格を得ることができる
2. 国際師範資格者は国際師範会を構成し、国際師範会は主として下記に代表される、技術に関する事項について審議、提案する議決機関として機能する
 - ① 技術及び指導に関する方針の決定及び変更等について
 - ② 試合ルールの決定・変更について
 - ③ 段・級審査、資格審査に関する事項について
 - ④ 国際大会、国際講習会の企画等に関する事項について
 - ⑤ 支部設立の承認

第 12 章 国際理事会

第 35 条 各事業体（組織登録団体）から選出された代表者及び最高師範会より特別に推薦された者は、理事として国際理事会を構成し、この組織の運営に関わる事項に関して審議し、会長の承認を得てこれを執行する

第 13 章 資格規約

第 36 条 全ての資格審査については、首席師範・副首席師範、または首席師範・副首席師範によりその代行を委任された総本部指導員・最高師範・国際師範の 3 名以上の構成を持って実施されなければならない。但し、やむを得ない事情がある場合、首席師範の承認があれば 3 名以下の構成で行うこともある

第 37 条 指導員資格

1. A 級指導員受験資格 六段以上且つ審判員資格 A 級
2. B 級指導員受験資格 五段以上且つ審判員資格 B 級

3. C級指導員受験資格 四段以上且つ審判員資格C級
4. D級指導員受験資格 三段以上
5. 空手之道世界連盟の資格講習会に参加し、審査に合格したものが上記の資格を得るものとする

第38条 審判員資格

1. A級審判員受験資格 B級資格取得後6年以上経過した者
2. B級審判員受験資格 C級資格取得後5年以上経過した者
3. C級審判員受験資格 D級資格取得後3年以上経過した者
4. D級審判員 二段以上
5. 首席師範の認める実力を有し、相応の修行年数を経ている者については、上記の受験資格に該当しない場合でも特別に受験が認められることもある
6. 空手之道世界連盟の資格講習会に参加し、審査に合格したものが上記の資格を得るものとする

第39条 審査員資格

[1]

- | | | |
|--------------|------|-----------------|
| 1. A級審査員受験資格 | 七段以上 | B級審査員及びA級指導員資格者 |
| 2. B級審査員受験資格 | 六段以上 | C級審査員及びB級指導員資格者 |
| 3. C級審査員受験資格 | 四段以上 | D級審査員及びC級指導員資格者 |
| 4. D級審査員受験資格 | 三段以上 | D級指導員資格者 |

[2] ① 級 D級以上の審査員1名以上で審査

② 初段 C級以上の審査員1名以上

③ 弐段 C級以上の審査員2名以上

④ 参段 B級以上の審査員1名以上とC級以上の審査員1名以上

⑤ 四段 B級以上の審査員2名以上とC級以上審査員1名以上 (B級3名なら

可)

⑥ 五段 A級審査員2名以上又はA級1名とB級2名以上

⑦ 六段 首席師範、副首席師範とB級以上の審査員1名以上

⑧ 七段 首席師範、副首席師範及びA級審査員1名以上

⑨ 八段 首席師範、副首席師範及びA級審査員2名以上

(注 1) 原則として六段以上は総本部道場で受験する。但し特別な事情がある場合にはこの限りではない。

第40条 資格の更新

指導員資格、審判員資格、審査員資格のいずれについても更新料はなし。

但し、資格取得後、2年間以内に1回以上の技術講習会の受講がない者については更新できないものとし、再審査が必要となる。

第14章 定款の変更並びに解散

第40条 この定款は、国際理事会及び最高師範会の議決を経、且つ会長の許可を受けなければ変更することは出来ない

第41条 この組織の解散は、最高師範会の議決を経、且つ会長の許可を受けなければならない

第15章 補則

第42条 この定款施行について細則は理事会の議決を経て別に定める